



第60回

定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

開催
日時

2022年6月16日(木曜日)
午後2時

開催
場所

東京都港区虎ノ門1丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー5階
虎ノ門ヒルズフォーラム

議案

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主経営説明会および商品展示ブースは本年も中止とさせていただきます。また、ご来場された株主さまへのお土産の配布も取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第60回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	42
■ 計算書類	45
■ 監査報告書	48

株式会社 ミスミグループ本社

証券コード:9962

株 主 各 位

東京都文京区後楽2丁目5番1号
株式会社ミスミグループ本社
代表取締役会長 西本甲介

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット）により行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月15日（水曜日）午後5時までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月16日（木曜日）午後2時
- 2. 場 所** 東京都港区虎ノ門1丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム

●新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主経営説明会および商品展示ブースは本年も中止とさせていただきます。また、ご来場された株主さまへのお土産の配布も取り止めさせていただきます。

●今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.misumi.co.jp/>) にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主さまにおかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 郵送により議決権を行使される場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月15日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合
5頁の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、インターネットにより当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、2022年6月15日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告の「新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上での当社ウェブサイト（<https://www.misumi.co.jp/ir/stock/syousyu.html>）に掲載することにより株主の皆さまへのご提供とさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.misumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会決議の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当社第60回定時株主総会の実施に際して、以下の対応を予定しております。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1.株主さまへのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。当日体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- 会場内においては、感染リスクを低減するため、株主さま同士の間隔を空けて席をご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。ご承知くださいますようお願い申し上げます。
- 以上の状況を踏まえ、議決権行使は可能な限り、書面またはインターネットによる事前行使をお勧めいたします。詳細については、本紙4、5頁をご参照ください。

2.ご来場いただく株主さまへのお願い

- マスクの着用とアルコール液による消毒にご協力をお願いいたします。
- 受付において、非接触型の体温計等により体温確認をさせていただく場合がございます。体調不良と見受けられる場合にはご入場の制限等をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3.当社の対応について

- 株主総会の運営に関わるスタッフなどは、検温等を含めて体調を確認したうえで参加いたします。また、マスクを常時着用で対応させていただきます。
- 受け渡しの接触感染防止のため、お飲み物の提供は控えさせていただきます。
- 報告事項等を簡潔に説明させていただく場合がございます。

今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.misumi.co.jp/>) にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主さまにおかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2022年6月16日（木曜日）午後2時開催**
(受付開始は午後1時を予定しております)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **2022年6月15日（水曜日）午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより行使される場合

行使期限 **2022年6月15日（水曜日）午後5時まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

 議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

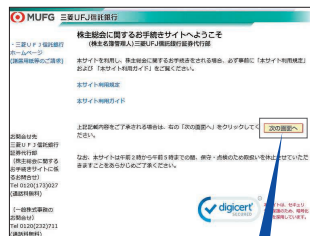
インターネットによる議決権行使について

当社指定の議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイトのご利用方法

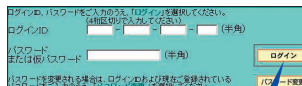
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする



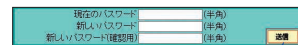
「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

3. 現在のパスワード欄に「仮パスワード」を入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



入力して「送信」をクリック

以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。
ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく、議決権行使
ウェブサイトにログインすることができます。
以降画面の案内に従って賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただく必要がございます。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、将来にわたって競争優位性を保ち、持続的成長と企業価値向上を実現するため、IT、物流、製造の事業基盤の強化やサプライチェーンの強靱化に積極的に取り組み、事業モデルを刷新し続けています。そのため、経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上などを総合的に勘案し、株主の皆さまに利益を還元する方針を定めており、配当性向の基準を25%としております。

当期の期末配当につきましても上記の基準に従い、以下のとおり1株当たり14.71円とさせていただきますと存じます。

なお、年間配当金は、2021年12月7日に実施した1株につき18.33円（総額5,209,009,282円）の中間配当と合わせ、前期より17.95円増額の1株当たり33.04円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき14.71円 総額4,182,391,345円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 本店所在地の変更

当社は、オフィス環境を整備することで、経営効率の向上と事業の発展を図るため、東京都千代田区に本社事務所を移転する予定であり、これに伴い現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。また、当該規定の効力発生日に関する附則を設けるものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当法定款を変更するものであります。

- ①変更後定款第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更後定款第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) その他

現行の会社法の条文に合わせるための変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都文京区におく。</p> <p>第4条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区におく。</p> <p>第4条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第32条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第33条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第34条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期) 第33条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第34条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 第3条の規定の変更は、2023年3月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本項は、同日の経過後これを削除する。</u></p> <p><u>2 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>4 第2項、前項および本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役9名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、新任の取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。本議案の内容については、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。

なお、本議案の取締役候補者がすべて選任された場合、取締役会は、8名の取締役（男性7名、女性1名）で構成され、うち3名が独立社外取締役となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当
1	にしもと こうすけ 西本 甲介	再任	代表取締役会長
2	おおの りゅうせい 大野 龍隆	再任	代表取締役社長 株式会社ミスミ 代表取締役社長
3	かなたに ともき 金谷 知樹	再任	常務取締役 株式会社ミスミ 中国企業体 企業体社長
4	しみず しげたか 清水 重貴	再任	常務取締役 株式会社ミスミ 日本企業体 企業体社長
5	ジョ ショウジュン 徐 少淳	新任	株式会社ミスミ 中国企業体 執行役員常務 ミスミ（中国）精密機器貿易有限公司 董事長兼総経理
6	なかの よういち 中野 庸一	再任 社外	社外取締役
7	しみず あらた 清水 新	再任 社外	社外取締役
8	すせき ともはる 栖関 智晴	再任 社外	社外取締役

候補者番号

1

再任

にし もと こう すけ

西本 甲 介

1958年3月1日生



■ 所有する当社の株式の数

10,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 カネボウ(株) 入社
 1984年9月 (株)メイテック 入社
 1995年6月 同 取締役
 1996年7月 同 専務取締役
 1999年11月 同 代表取締役社長
 2003年4月 同 代表取締役社長 グループCEO
 2014年4月 同 取締役会長
 2015年6月 (株)インターワークス 社外取締役
 2017年4月 同 代表取締役会長 兼 社長
 2017年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役
 2019年6月 同 取締役副社長
 2020年2月 同 代表取締役会長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

西本甲介氏は、長年の企業経営者としての豊富な経験と日本の様々な製造業についての幅広い見識を有しております。これらの知見と経験を活かし、2019年6月より取締役副社長として、2020年2月からは代表取締役会長として、経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後もさらなる貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

再任

おお の りゅう せい

大野 龍 隆

1964年10月1日生



■ 所有する当社の株式の数

440,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
 2002年4月 同 執行役員
 2007年6月 同 取締役執行役員
 2008年10月 (株)駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長
 同 (株)ミスミグループ本社 取締役常務執行役員
 2011年1月 駿河精機(株) 代表取締役社長
 2013年1月 (株)ミスミグループ本社 専務取締役
 2013年12月 同 代表取締役社長
 同 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任)
 2014年6月 (株)ミスミグループ本社 代表取締役社長 CEO
 2020年2月 同 代表取締役社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

大野龍隆氏は、当社代表取締役社長としてミスミグループをグローバル企業としてさらなる成長に導き、中長期的な企業価値向上に向けた戦略の策定と実現を図ってまいりました。また、当社の事業、オペレーション、生産など、これまでの幅広い分野における経験と知見を活かし経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後もさらなる貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

再任

かな たに とも き
金谷 知樹

1967年10月20日生



■ 所有する当社の株式の数

9,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 勸角証券(株) 入社
 1992年4月 (株)佐渡島 入社
 2000年6月 (株)ミスミグループ本社 入社
 2015年12月 (株)ミスミ 中国企業体 CEO
 2018年4月 同 中国企業体 企業体社長(現任)
 2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
 2021年6月 同 常務取締役(現任)

■ 取締役候補者とした理由

金谷知樹氏は、当社の営業基盤の強化を行うなど当社事業に長く携わり、2015年12月より当社の中国企業体の責任者としてリーダーシップを発揮し、最大の海外市場である中国市場におけるミスミグループの成長を牽引してまいりました。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後もさらなる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

再任

し みず しげ たか
清水 重貴

1971年11月28日生



■ 所有する当社の株式の数

34,300株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 大倉商事(株) 入社
 1999年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
 2015年12月 (株)ミスミ アジア企業体 CEO
 2018年4月 同 アジア企業体 企業体社長
 2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
 2020年10月 (株)ミスミ IM企業体 企業体社長
 2021年6月 (株)ミスミグループ本社 常務取締役(現任)
 2022年4月 (株)ミスミ 日本企業体 企業体社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

清水重貴氏は、当社の中国事業の立上げの中核を担うなど当社事業に長く携わり、2015年12月よりアジア企業体社長としてリーダーシップを発揮し、アジア市場におけるミスミグループの成長に貢献してまいりました。また、2020年10月より当社のF A事業を統括するIM企業体社長として、2022年4月には新たに発足した日本事業を統括する日本企業体社長として組織を牽引しております。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後もさらなる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

新任

ジョ ショウ ジュン
徐 少 淳
1964年1月28日生



■ 所有する当社の株式の数

一株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年9月 中国・上海商業局 財務処
 1996年9月 伊藤忠(中国)集团有限公司 中国投資部主任
 1998年8月 パナソニック電工(中国)有限公司 財務部長
 2012年5月 ミスミ(中国)精密機器貿易有限公司入社
 2015年12月 (株)ミスミ 中国企業体
 中国コーポレートサービスプラットフォームGM
 2017年4月 同 中国企業体 執行役員 兼
 ミスミ(中国)精密機器貿易有限公司総経理
 2021年10月 同 中国企業体 執行役員常務 兼
 ミスミ(中国)精密機器貿易有限公司 董事長兼総経理(現任)

■ 取締役候補者とした理由

徐少淳氏は、中国の官庁および複数の日本企業の中国事業の経験を経て、当社の中国における現地法人であるミスミ(中国)精密機器貿易有限公司に入社しました。2017年4月からは同社総経理、2021年10月からは同社董事長としてリーダーシップを発揮し、最大の海外市場である中国市場におけるミスミグループの成長に貢献してまいりました。これらの知見と経験を活かし、グローバル視点での業務執行および経営の意思決定・監督を適切に遂行できると判断したため、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

再任

社外

なか の よう いち
中 野 庸 一
1960年4月26日生



■ 所有する当社の株式の数

一株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年5月 世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社
 1996年6月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社
 2003年6月 縄文アソシエイツ(株) エグゼクティブ サーチコンサルタント
 2011年8月 ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社
 リーダーシップ・コンサルティング部門 パートナー
 2013年1月 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー
 2016年2月 (株)中庸 代表取締役社長(現任)
 2019年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野庸一氏は、2019年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するグローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

再任

社外

し みず
清水 新

1972年6月1日生



■ 所有する当社の株式の数

一株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 アクセンチュア(株) 入社
 2005年9月 同 エグゼクティブパートナー
 2015年7月 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員
 2017年3月 シーオス(株) 代表取締役副社長 COO
 2017年6月 (株)インターワークス 社外取締役(現任)
 2017年9月 (株)トラスト・テック
 (現 (株)夢真ビーネックスグループ) 社外取締役(現任)
 2020年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)
 2021年6月 (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

清水新氏は、2020年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有する長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

再任

社外

す せき とも はる
栖 関 智 晴

1957年2月18日生



■ 所有する当社の株式の数

一株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 住友電気工業(株) 入社
 1997年1月 (株)レイケム 取締役
 2001年11月 タイコエレクトロニクスレイケム(株) 代表取締役
 2003年4月 (株)ディーアンドエムホールディングス 執行役
 2004年11月 (株)OCC 代表取締役社長 兼 CEO
 2007年3月 スミダコーポレーション(株) 執行役 COO
 2010年9月 同 代表執行役社長
 2020年3月 同 取締役(現任)
 同 同 リスクマネジメント委員会議長(現任)
 2021年3月 同 指名委員 兼 報酬委員(現任)
 2021年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

栖関智晴氏は、2021年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するエレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は、取締役候補者中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (3) 社外取締役に就任してからの年数について
- ①中野庸一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2019年6月から本株主総会終結の時をもって約3年間であります。
- ②清水新氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2020年6月から本株主総会終結の時をもって約2年間であります。
- ③栖関智晴氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2021年6月から本株主総会終結の時をもって約1年間であります。
- (4) 社外取締役の取締役会出席状況について
- ①中野庸一氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ②清水新氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ③栖関智晴氏は、2021年6月17日の就任後に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社と中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏との間においては責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. (株)ミスミグループ本社は、1989年5月に三住商事(株)から(株)ミスミへ商号変更し、2005年4月に(株)ミスミから(株)ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現(株)ミスミは、2005年4月に現(株)ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。
6. (株)駿河生産プラットフォームは、2011年1月に駿河精機(株)から(株)駿河生産プラットフォームへ商号変更しております。また、現(株)駿河精機(株)は、2011年1月に現(株)駿河生産プラットフォームから会社分割の方法により同社の光関連機器、F A関連部品等の販売事業であるO S T事業を承継して設立されたものであります。
7. 指名・報酬委員会について
- 当社は任意の委員会として、取締役の評価・報酬の決定および選解任、ならびに、代表取締役の後継者計画等について審議を行う指名・報酬委員会を設置しております。各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社の指名・報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占める構成となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、常勤監査役宮本博史氏は任期満了となります。つきましては、新任の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

わ だ たか あき
和田高明

1962年12月21日生



■ 所有する当社の株式の数

17,800株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
 2006年7月 (株)ミスミ 金型部品事業部 P&D事業チーム
 事業統括ディレクター
 2011年11月 同 金型企業体役員
 2013年11月 同 金型モールド企業体 企業体社長
 2015年12月 同 金型企業体 企業体社長
 2017年1月 (株)ミスミグループ本社 G執行役員
 2017年5月 同 常務執行役員
 2022年4月 (株)ミスミ 監査役(現任)

■ 監査役候補者とした理由

和田高明氏は、従来からの当社の中核事業である金型事業を中心に当社事業に長く携わり、2015年12月からは金型企業体の責任者としてリーダーシップを発揮してきました。当社のグローバルの事業、オペレーションおよび組織運営における幅広い経験および知見を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、取締役の職務の執行を適切に監査することが期待できるため、監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 監査役候補者和田高明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。和田高明氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
3. (株)ミスミグループ本社は、1989年5月に三住商事(株)から(株)ミスミへ商号変更し、2005年4月に(株)ミスミから(株)ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現(株)ミスミは、2005年4月に現(株)ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役候補者の選任決議の効力は、本株主総会開始の時までとなっておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。また、本決議の効力は、定款第33条第3項の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いち かわ しず よ
市川 静代

1961年8月1日生



■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月 弁護士登録
1987年4月 吉原特許法律事務所(現 小松・三輪法律事務所) 弁護士(現任)
2000年4月 (株)ディーシー債権回収 常勤取締役
2020年6月 京極運輸商事(株) 社外監査役(現任)

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

市川静代氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験等および他社の監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を有しております。これら知識および経験等を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たしていただけるものと判断したため、補欠の社外監査役候補者といたしました。

■ 所有する当社の株式の数

一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者市川静代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。市川静代氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該就任後の更新時には同様の内容で更新することを予定しております。
3. 補欠監査役候補者市川静代氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者の要件を満たしております。
4. 補欠監査役候補者市川静代氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
5. 市川静代氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、賠償責任の限度額を5百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

取締役および監査役のスキル・マトリックス

当社の経営戦略に照らして取締役および監査役が備えるべきスキル等を特定したうえで、各取締役・監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、開示しております。

第3号議案および第4号議案が可決承認された場合、当社の取締役会および監査役会は以下のスキルを有するメンバーにより構成されることとなります。

取締役会の構成

氏名	地位	企業経営	事業戦略	グローバル (海外事業統括、 現法マネジメント等)	DX・IT	製造・ オペレーション (物流・CS等)	組織・ 人事戦略	財務・会計	法務・ ガバナンス・ リスクマネジメント
西本 甲介	代表取締役	○	○				○	○	○
大野 龍隆	代表取締役	○	○	○	○	○			
金谷 知樹	取締役		○	○	○	○			
清水 重貴	取締役		○	○	○	○			
徐 少淳	取締役			○			○	○	○
中野 庸一	社外取締役	○		○			○	○	
清水 新	社外取締役	○	○		○	○			
栖関 智晴	社外取締役	○		○		○			○
和田 高明	常勤監査役			○		○	○		
野末 寿一	社外監査役			○					○
青野 奈々子	社外監査役	○						○	

※男性9名／女性2名、日本国籍10名／外国籍1名

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、コロナ禍からの回復が進む中、グローバルで自動化需要が総じて高水準で推移しました。一方、サプライチェーンにおいて不透明な状況が続いており、各種材料や部品の品薄状況が改善されず、一部供給が困難であったこと、生産設備の立ち上げや稼働率が頭打ちになったこと、期末にかけてウクライナ情勢や中国のコロナ影響などにより、さらに混乱する状況となりました。

こうした環境において、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしながら、これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の確実短納期ニーズに応えることで世界の製造業を中心とした自動化関連産業に貢献しています。

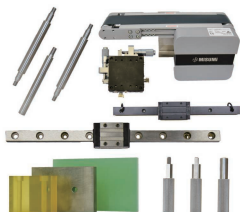
これまで当社が築いてきたIT、物流、製造の強固な事業基盤やグローバル拠点網を活用し、全地域で回復した自動化需要を的確に捉えることに尽力しながら、昨年度から取り組んでいる収益改善策を徹底継続し、一部供給制約がありましたが、グローバル確実短納期の強みを発揮してきました。

この結果、連結売上高は366,160百万円（前年同期比17.8%増）となりました。利益面につきましては、売上高の拡大、収益改善効果および為替効果により、営業利益は52,210百万円（前年同期比92.0%増）、経常利益は52,500百万円（前年同期比93.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は37,557百万円（前年同期比119.1%増）となり、売上高、利益ともに過去最高を更新しました。

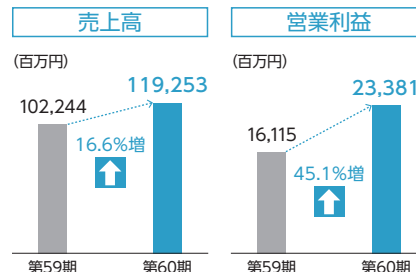
なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

報告セグメントの業績

F A 事業



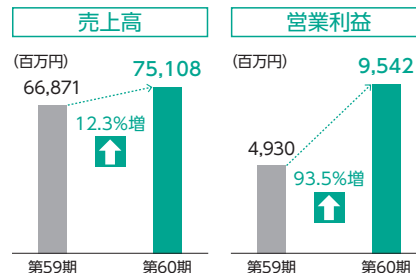
F A 事業は、旺盛な自動化需要により全ての地域で大きく伸長し、売上高は119,253百万円（前年同期比16.6%増）、営業利益は23,381百万円（前年同期比45.1%増）となりました。



金型部品事業



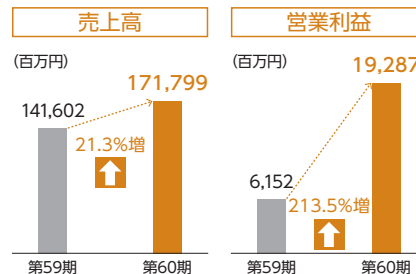
金型部品事業は、米州・アジアがけん引し、グローバルで自動車関連需要が回復したことにより、売上高は75,108百万円（前年同期比12.3%増）、営業利益は9,542百万円（前年同期比93.5%増）となりました。



VONA 事業



VONA 事業は、ミスブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、MRO（消耗品）等間接材を販売するミスグループの流通事業です。低収益商品の販売中止や一部商品不足の影響を受けたものの、グローバルで自動化関連需要を獲得したことにより大きく成長し、売上高は171,799百万円（前年同期比21.3%増）、営業利益は19,287百万円（前年同期比213.5%増）となりました。



(2) 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、全体で16,508百万円でした。その主な内容はシステム関連投資、物流拠点投資および生産設備投資であります。これらに要する資金は自己資金にて充当しております。なお、設備の売却、除却等については重要なものではありません。

(3) 対処すべき課題

世界経済および日本経済は、アフターコロナの市場構造転換およびグローバルサプライチェーンの地域ブロック化がさらに進展する中、今後も不透明な経営環境が続くものと想定しています。一方で、産業界ではコロナ後を見据えて自動化の需要はグローバルで一層の高まりが期待されます。

当社では、こうした顧客のニーズに対応すべく、今後もIT、物流、製造の事業基盤を進化させ、「グローバル確実短納期」にさらに磨きをかけてまいります。

また、より成長性・収益性の高い地域・事業・サービスへの集中を加速するとともに、競争環境の変化や地政学リスクなどを見据えてモデルの革新に取り組めます。

①事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速させています。メーカー事業では、F A事業、金型部品事業をグローバルで展開。従来のカタログ・WEBに加え3D CADシステムに連携したサービスの提供を通じ、顧客の設備設計、調達プロセスを大幅に短縮させ、利便性の向上に貢献しています。

流通事業においては、VONA事業として他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、当社顧客需要・特性に適合した独自の品揃えによりグローバル展開の加速を強力に推進しています。こうした取り組みを通じて、グローバルでの顧客基盤の継続的な強化・拡大を図り、今後の持続的成長を実現してまいります。

②事業モデルの革新

事業モデルを革新し競争優位性を構築すべく、IT、物流、製造の事業基盤の強化に取り組んでいます。中でも、当社事業モデルの心臓部である基幹システムを抜本的に切り替えるためのIT強化投資は継続的に実行しています。

また、グローバルの顧客ニーズに対応するため、事業モデルを各地域・国で進化させていくことが求められています。そのために、各地域・国の市場の特性に合わせた商品開発や、IT、物流、製造の事業基盤の強化、サプライチェーンの強靱化などを進めてまいります。

引き続き、事業モデルの革新を継続することで、「グローバル確実短納期」のさらなる進化を図ります。

③社会の持続的発展への貢献

当社グループはインダストリアル・オートメーション産業の「時間革新」を通じ、社会の持続的発展に貢献いたします。今後も、当社の提供する顧客時間価値であるプロセス改革、確実短納期を通じて、社会・産業界の持続的発展を支え、当社自身の持続的成長に繋げてまいります。

当社グループのサステナビリティへの取り組み、重要課題、気候変動への取り組み、サステナビリティ推進のガバナンス体制については、次頁以降をご参照ください。

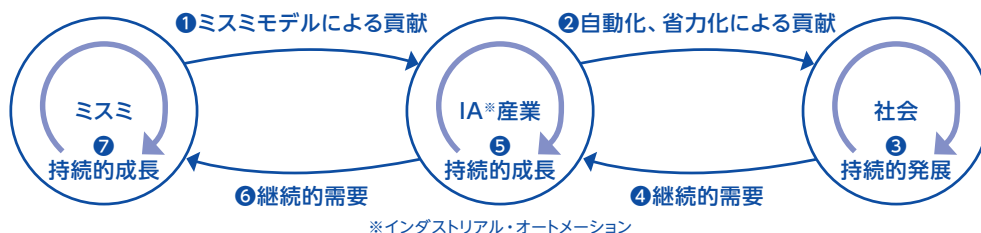
(ご参考)

サステナビリティへの取り組み

当社事業の対象であるインダストリアル・オートメーション産業は、様々な経済活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠なものとして寄与しています。

当社は、インダストリアル・オートメーション産業のトータルサプライチェーン、トータルビジネスプロセスにおける非効率を「時間」を切り口に解消することで同業界の発展に貢献しています。インダストリアル・オートメーション産業の発展による社会の持続的発展が、次なる同産業界の需要を創出し、それは当社にとって新たな機会の創出にもつながります。

ミスミグループはこの循環の確立に貢献することで社会、産業界の持続的発展を支え、当社自身の持続的成長に繋げていきたいと考えています。



当社の提供する顧客時間価値① プロセス改革

自動化設備・装置の部品は一品一様であり、図面制作から見積もり、部品の加工、調達まで、煩雑な手間と長い納期を必要とする等、そのプロセスには極めて非効率な業務が散在します。当社は、自動化設備・装置に使う受注製作部品を規格化することで図面作成を不要にする等、お客様の非効率業務にかかる時間を大幅に削減しています。

当社の提供する顧客時間価値② 確実短納期

当社はグローバルで30万社を超えるお客さまにサービスを提供するサプライチェーンを構築し、部品一個からでも確実に納期を遵守する「確実短納期」を実現しています。これによりお客様の不要な在庫を削減し、生産・稼働機会ロスなどを解消しています。

サステナビリティにおける当社の重要課題

当社は顧客時間価値を継続的に向上させ、事業活動を持続的成長させるための3つの重要課題を特定いたしました。

<p>顧客要望に適応した ビジネスモデル進化</p> <ul style="list-style-type: none">● 確実短納期・品揃え・サービス等● 事業戦略策定、実行、監督	<p>確実短納期を支える 事業基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none">● グローバル生産5極体制● 物流拠点網の拡充● 情報基盤システムの進化● リスクマネジメント	<p>時間価値提供と社会責任を果たす 人材基盤構築</p> <ul style="list-style-type: none">● 戦略志向、改善志向 グローバル人材育成● 商品安全性、情報管理、人権保護等、 社会への責任を果たす為の人材・組織
--	---	--

事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、物流、製造の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

気候変動への取り組み

当社は事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。

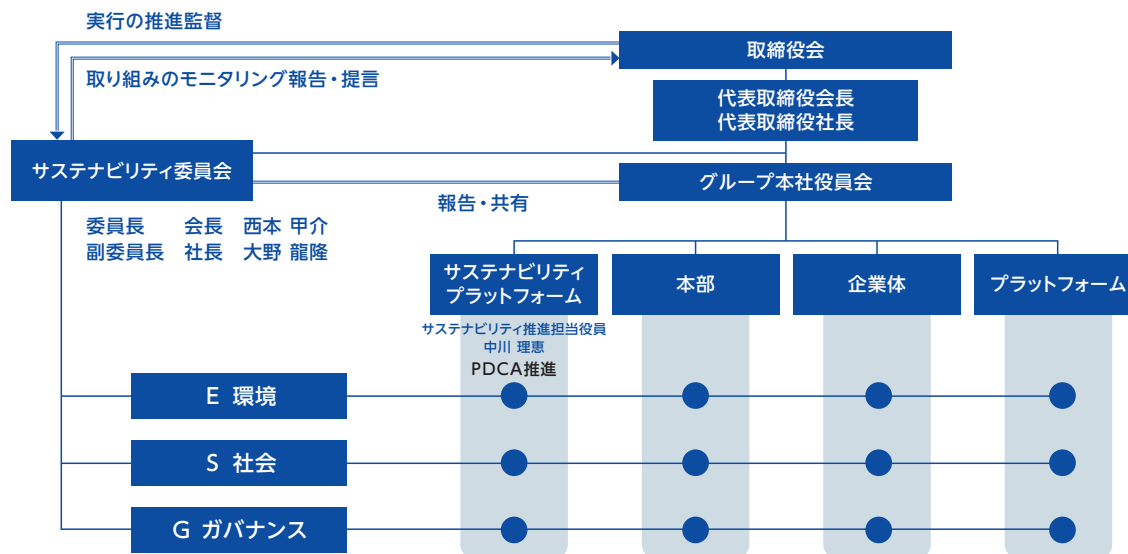
2021年9月にTCFD提言への賛同、「TCFDコンソーシアム」への参画を表明し、2022年3月には気候変動の影響が大きいメーカー事業を中心に、1.5℃/2℃シナリオ、および4℃シナリオに基づく分析を実施し、各々のシナリオへの移行リスク・物理リスク・機会の特定、事業インパクトの評価について情報開示をしました。

また2050年のカーボンゼロを実現するために、2030年度の温室効果ガス排出量（スコープ1およびスコープ2）を、2020年度対比で42%削減する目標を設定いたしました。この目標を達成するために、当社グループでは、これまで進めてきた省エネルギー活動を一層推進します。

サステナビリティ推進のガバナンス体制

当社はサステナビリティへの一層の取り組みを強化するため、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を副委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置、本委員会ではサステナビリティ基本方針を策定し、経営計画や経営方針に対する検証と、社会課題に対する取り組みを推進し、取締役会に報告・提言を行っています。

またサステナビリティ推進担当役員を定め、グループの執行組織である本部・企業体・プラットフォームと連携して、ESGに関する目標設定・進捗状況をモニタリング、評価等を行い、サステナビリティへの取り組みを継続展開しています。



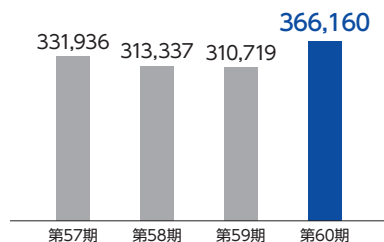
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第57期 (2019年3月期)	第58期 (2020年3月期)	第59期 (2021年3月期)	第60期 (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	331,936	313,337	310,719	366,160
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	24,034	16,504	17,138	37,557
1株当たり当期純利益 (円)	84.80	58.18	60.36	132.15
総 資 産 (百万円)	252,393	264,684	288,921	347,390
純 資 産 (百万円)	205,424	211,630	233,569	279,959

(注) 第60期(2022年3月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

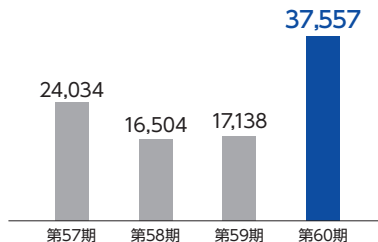
売上高

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



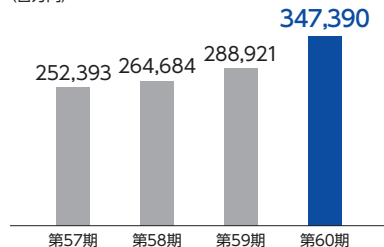
1株当たり当期純利益

(円)



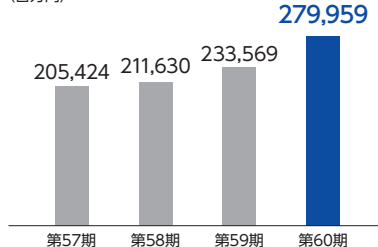
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



(5) 主要な事業内容

F Aなどの自動機の標準部品を主に扱うF A事業、自動車や電子・電気機器などの金型部品を主に扱う金型部品事業、流通事業として、ミスミブランド以外の他社商品も含めた製造・自動化関連設備部品、M R O（消耗品）等の間接材を販売するV O N A事業で構成されております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ミスミ	百万円 850	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
駿河精機株式会社	百万円 100	100.0%	F A事業
株式会社駿河生産プラットフォーム	百万円 491	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
ミスミ(中国)精密機器貿易有限公司	千RMB 587,328	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	千RMB 624,769	100.0% (100.0%)	F A事業
MISUMI KOREA CORP.	千KRW 700,000	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
SAIGON PRECISION CO., LTD.	千US\$ 95,200	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	千THB 118,805	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
MISUMI USA, INC.	千US\$ 4,900	100.0% (100.0%)	V O N A事業
Dayton Progress Corporation	千US\$ 348	100.0% (100.0%)	金型部品事業
MISUMI Europa GmbH	千EUR 6,500	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
Dayton Progress-Perfuradores Lda	千EUR 400	100.0% (100.0%)	金型部品事業

(注) 1. 上記を含め、連結子会社数は50社、持分法適用会社数は2社であります。

2. 「当社の出資比率」の欄の(内書)は間接所有であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
株式会社ミスミ	東京都文京区後楽二丁目5番1号	25,295百万円	77,548百万円

(7) 主要な営業所および事業所

会社名	所在地
当社（本社）	東京都文京区
株式会社ミスミ	東京都文京区
駿河精機株式会社	静岡県静岡市
株式会社駿河生産プラットフォーム	静岡県静岡市
ミスミ(中国)精密機器貿易有限公司	中国 上海
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	中国 南通
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト
Dayton Progress-Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ

(8) 従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減数(名)
11,842	160 増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 派遣社員等の臨時従業員数を含む 2022年3月末時点の人員数は12,878名であります。

(9) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関とコミットメントライン契約（融資限度額150億円）を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,020,000,000株
(2) 発行済株式の総数 284,323,001株 (自己株式129,896株を除く)
(3) 株 主 数 5,991名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	57,130	20.1
株式会社日本カストディ銀行	22,217	7.8
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	15,475	5.4
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	7,543	2.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	5,824	2.0
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,600	1.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,457	1.6
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	4,425	1.6
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	4,325	1.5
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	4,248	1.5

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (129,896株) を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西本甲介	
代表取締役社長	大野龍隆	株式会社ミスミ 代表取締役社長
常務取締役	男澤一郎	株式会社ミスミ 欧米事業統括
常務取締役・C I O	佐藤年成	株式会社ミスミグループ本社 デジタルトランスフォーメーションシステムプラットフォーム 代表執行役員
常務取締役	金谷知樹	株式会社ミスミ 中国企業体 企業体社長
常務取締役	清水重貴	株式会社ミスミ IM企業体 企業体社長
取締役	中野庸一	株式会社中庸 代表取締役社長
取締役	清水新	株式会社インターワークス 社外取締役 株式会社夢真ビーネックスグループ 社外取締役 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役
取締役	栖関智晴	スミダコーポレーション株式会社 取締役 リスクマネジメント委員会議長、指名委員、報酬委員
常勤監査役	宮本博史	株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役
監査役	野末寿一	弁護士（静岡のぞみ法律特許事務所） 静岡ガス株式会社 社外取締役 レック株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社赤阪鐵工所 社外取締役
監査役	青野奈々子	株式会社G E N 代表取締役社長 日本製紙株式会社 社外監査役 オプテックスグループ株式会社 社外取締役 明光ネットワークジャパン株式会社 社外監査役

- (注)1. 取締役中野庸一、清水新および栖閑智晴の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役野末寿一および青野奈々子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役野末寿一氏は、弁護士資格を有しております。
 4. 監査役青野奈々子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役中野庸一、取締役清水新、取締役栖閑智晴、監査役野末寿一および監査役青野奈々子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当及び重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
清水 重貴	株式会社ミスミ IM企業体 企業体社長	株式会社ミスミ 日本企業体 企業体社長	2022年4月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストック・オプション)	
取締役 (うち社外取締役)	847 (28)	298 (28)	250 (-)	299 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36 (16)	36 (16)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計	883	334	250	299	13

②業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。業績連動報酬等の額は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高めるため、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を算定の基礎としており、これらを総合的に勘案のうえ、各取締役の報酬額を決定しております。当連結会計年度における業績指標の実績は、連結経常利益については連結損益計算書(43頁)に、配当額については参考書類第1号議案(6頁)に記載のとおりであります。

③非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対してストック・オプションを交付しております。当事業年度において付与したストック・オプションの概要は、以下のとおりです。

名称	第41回新株予約権	第42回新株予約権
発行決議日	2021年6月24日	2021年6月24日
付与対象者の人数	社外取締役を除く当社取締役6名	社外取締役を除く当社取締役6名
新株予約権の数	150個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)	894個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株	89,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2021年7月10日～2051年7月9日	2024年7月9日～2031年7月8日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>	<p>イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員としての地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>

(注) 当事業年度以前に付与したストック・オプションの概要については、第60回定時株主総会招集ご通知に際しての法令および定款に基づくインターネット開示事項の「事業報告 新株予約権等に関する事項」をご参照ください。

④取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給とおよびストック・オプションとしての新株予約権は含んでおりません。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

また、当該報酬とは別枠で2021年6月17日開催の第59回定時株主総会において、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションAプラン）の額を年額2億2千万円以内、中期インセン

ティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションBプラン）の額を年額6億3千万円以内と決議しております（いずれも社外取締役は付与対象外です）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

当社監査役の報酬等の額は、1993年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日の取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで合議により具体的な決定を行っているため、取締役会としても当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

記

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針とする。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」と、非金銭報酬としての「ストック・オプション」の3つで構成する。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とする。

(1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給する。

(2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案のうえ各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給する。

(3) 非金銭報酬（ストック・オプション）

非金銭報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的でストック・オプションとし、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションAプラン）と中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションBプラン）の2種類とする。Aプランについては、各役員が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与し、Bプランについては各役員の貢

献度の評価を行い、在位する役職に応じた一定の範囲内で、いずれも毎年一定の時期に付与するものとする。

2. 基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定する。なお、業績連動報酬の額とストック・オプションBプランの付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得る。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役社長が報酬案を作成の上、社外取締役、代表取締役会長および代表取締役社長で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定することとする。なお、ストック・オプションについては、同様の手続きでの指名・報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行う。

以上

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、個人別の報酬その他報酬に関する事項について、代表取締役社長大野龍隆氏が報酬案を作成の上、社外取締役中野庸一氏、社外取締役清水新氏、社外取締役栢関智晴氏、代表取締役会長西本甲介氏および代表取締役社長大野龍隆氏で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定いたしました。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を指名・報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性および説明責任を強化するためです。なお、ストック・オプションについては、発行の都度、指名・報酬委員会で付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

⑦役員報酬返還に関する事項

当社は、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する旨（マルス/クローバック条項）を定めています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
中野庸一 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none">・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の報酬委員会2回、指名・報酬委員会2回の合計4回のうち4回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。なお、当社は2021年10月に従来の報酬委員会に代えて、指名機能を有する指名・報酬委員会を設置しております。・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
清水新 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none">・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、2021年6月17日の委員就任以後の当事業年度開催の報酬委員会1回、指名・報酬委員会2回の合計3回のうち3回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。なお、当社は2021年10月に従来の報酬委員会に代えて、指名機能を有する指名・報酬委員会を設置しております。・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

氏名	主な活動状況
栖 関 智 晴 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 <p>2021年6月17日の就任以後の当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。</p> <p>また、2021年6月17日の委員就任以後の当事業年度開催の報酬委員会1回、指名・報酬委員会2回の合計3回のうち3回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。なお、当社は2021年10月に従来の報酬委員会に代えて、指名機能を有する指名・報酬委員会を設置しております。</p> ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
野 末 寿 一 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 <p>当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会22回のうち22回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。</p> ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
青 野 奈 々 子 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 <p>当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会22回のうち22回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。</p> ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条第2項および同第39条第2項に、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等（法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する訴訟を除く）を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および会社法上の当社子会社の過去、現在または将来における取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員（適用される法域においてこれらに準ずる地位に対応すると解される個人を含みます。）ならびに管理監督および指揮命令を行う従業員（常勤、非常勤および季節的な従業員を含みます。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬 | 9千1百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 9千1百万円 |

なお、当社の主要な海外子会社は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額の合計であります。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社都合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うこととしております。

なお、検討の結果、解任または不再任が妥当であると判断した場合には、当社監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることおよびその内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、2015年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- ③ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
 - ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
 - ・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
 - ・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・ 監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
 - ・ 監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。
- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
 - ・ ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
 - ・ 監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
 - ・ 内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
 - ・ 監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、2015年5月14日開催の取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

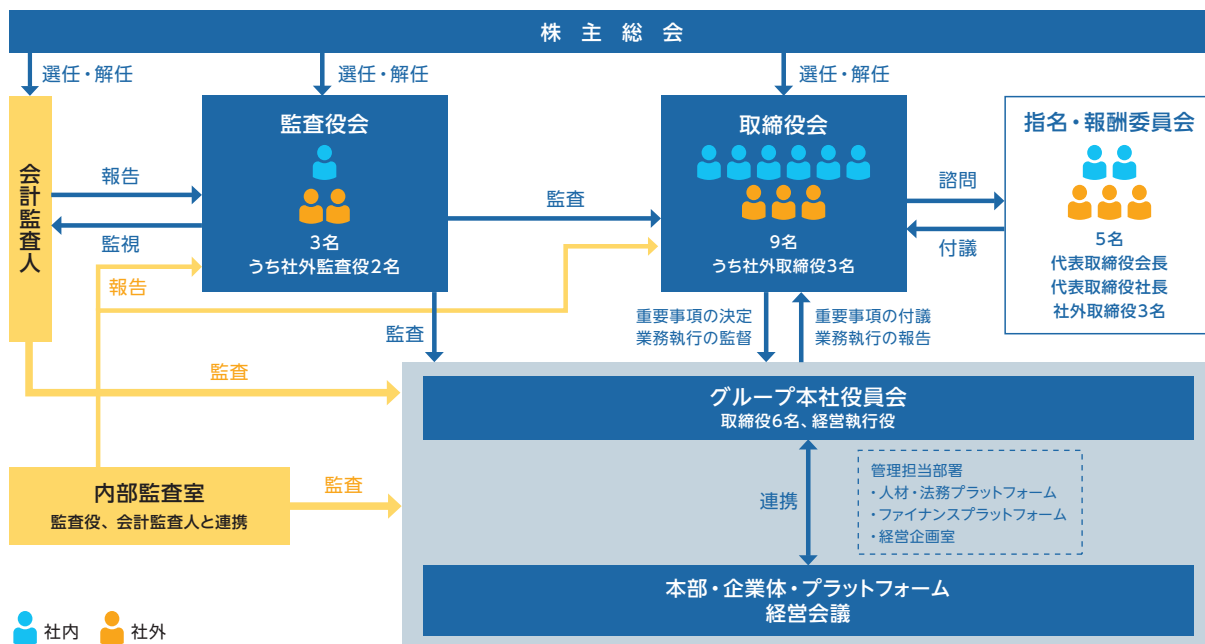
- ・ 当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うと共に、本部・企業体・プラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ・ 当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施し、その結果を取締役に報告しています。重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を準備しており、それに基づき新型コロナウイルスの対策本部を設置し、適切な対応を行ってまいりました。
- ・ 当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、それらの研修を通じてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・ 当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。

- ・ 監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会の拡充や当社グループの管理部門との連携に加え、専任の子会社監査役体制の充実など、監査環境の拡充が図られています。また監査役補佐体制は安定的に運営されています。
- ・ 内部監査部門が取締役会および監査役会に対して適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役の連携を確保しています。また、取締役会は、全社的な内部統制やリスク管理体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督しています。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会、グループ本社役員会及び監査役会により、業務執行の監督と監査を行っています。



(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

※本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	253,123	流動負債	52,410
現金及び預金	108,895	支払手形及び買掛金	21,617
受取手形及び売掛金	76,819	リース債務	1,775
商品及び製品	50,593	未払金	9,208
仕掛品	2,823	未払法人税等	7,154
原材料及び貯蔵品	8,324	賞与引当金	4,819
未収還付法人税等	452	役員賞与引当金	250
その他	5,498	その他	7,585
貸倒引当金	△282	固定負債	15,019
固定資産	94,266	リース債務	5,409
有形固定資産	46,520	繰延税金負債	939
建物及び構築物	13,815	退職給付に係る負債	6,872
機械装置及び運搬具	16,272	その他	1,798
土地	3,876	負債合計	67,430
使用権資産	6,724	(純資産の部)	
建設仮勘定	3,210	株主資本	258,125
その他	2,620	資本金	13,664
無形固定資産	35,719	資本剰余金	24,020
ソフトウェア	28,527	利益剰余金	220,519
その他	7,192	自己株式	△79
投資その他の資産	12,026	その他の包括利益累計額	19,100
投資有価証券	6	繰延ヘッジ損益	36
繰延税金資産	6,550	為替換算調整勘定	19,063
その他	5,824	退職給付に係る調整累計額	△0
貸倒引当金	△355	新株予約権	1,937
資産合計	347,390	非支配株主持分	797
		純資産合計	279,959
		負債・純資産合計	347,390

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		366,160
売上原価		199,296
売上総利益		166,863
販売費及び一般管理費		114,652
営業利益		52,210
営業外収益		
受取利息	532	
持分法による投資利益	37	
雑収入	473	1,043
営業外費用		
支払利息	99	
為替差損	450	
雑損失	204	753
経常利益		52,500
特別利益		
固定資産売却益	57	57
特別損失		
減損損失	642	
新型コロナウイルス感染症による損失	783	1,426
税金等調整前当期純利益		51,131
法人税、住民税及び事業税	13,975	
法人税等調整額	△466	13,509
当期純利益		37,621
非支配株主に帰属する当期純利益		64
親会社株主に帰属する当期純利益		37,557

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	13,436	23,791	190,779	△78	227,929
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	228	228	－	－	456
剰余金の配当	－	－	△7,817	－	△7,817
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	37,557	－	37,557
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	228	228	29,739	△0	30,195
2022年3月31日残高	13,664	24,020	220,519	△79	258,125

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
2021年4月1日残高	－	3,371	△153	3,217	1,787	634	233,569
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	－	－	－	－	－	－	456
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△7,817
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	37,557
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	36	15,692	153	15,882	149	162	16,194
連結会計年度中の変動額合計	36	15,692	153	15,882	149	162	46,390
2022年3月31日残高	36	19,063	△0	19,100	1,937	797	279,959

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,628	流動負債	10,480
現金及び預金	24,130	未払金	2,746
未収入金	8,039	関係会社預り金	3,202
関係会社預け金	6,431	未払法人税等	3,008
その他	27	賞与引当金	1,052
		役員賞与引当金	250
		その他	220
		固定負債	1,690
		退職給付引当金	1,642
		その他	47
		負債合計	12,170
固定資産	38,919	(純資産の部)	
投資その他の資産	38,919	株主資本	63,439
関係会社株式	32,320	資本金	13,664
関係会社長期貸付金	5,093	資本剰余金	20,920
繰延税金資産	1,405	資本準備金	20,363
その他	100	その他資本剰余金	557
		利益剰余金	28,936
		利益準備金	402
		その他利益剰余金	28,533
		別途積立金	27,400
		繰越利益剰余金	1,133
		自己株式	△81
		新株予約権	1,937
		純資産合計	65,377
資産合計	77,548	負債・純資産合計	77,548

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営業収益		26,307
営業費用		18,473
営業利益		7,834
営業外収益		
受取利息	79	
受取手数料	225	
雑収入	4	308
営業外費用		
支払利息	0	
雑損失	0	1
経常利益		8,142
税引前当期純利益		8,142
法人税、住民税及び事業税	436	
法人税等調整額	△247	189
当期純利益		7,953

株主株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2021年4月1日残高	13,436	20,134	557	20,692	402	27,400	997	28,800
事業年度中の変動額								
新株の発行	228	228	—	228	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△7,817	△7,817
当期純利益	—	—	—	—	—	—	7,953	7,953
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	228	228	—	228	—	—	136	136
2022年3月31日残高	13,664	20,363	557	20,920	402	27,400	1,133	28,936

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2021年4月1日残高	△80	62,848	1,787	64,636
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	456	—	456
剰余金の配当	—	△7,817	—	△7,817
当期純利益	—	7,953	—	7,953
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	149	149
事業年度中の変動額合計	△0	591	149	741
2022年3月31日残高	△81	63,439	1,937	65,377

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 原 一 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社	ミスミグループ本社	監査役会	
	常勤監査役	宮本博史	Ⓔ
	社外監査役	野末寿一	Ⓔ
	社外監査役	青野奈々子	Ⓔ

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 原 一 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換を通じて情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役や使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の実態を調査すると共に各社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、また内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役 宮 本 博 史 ㊞

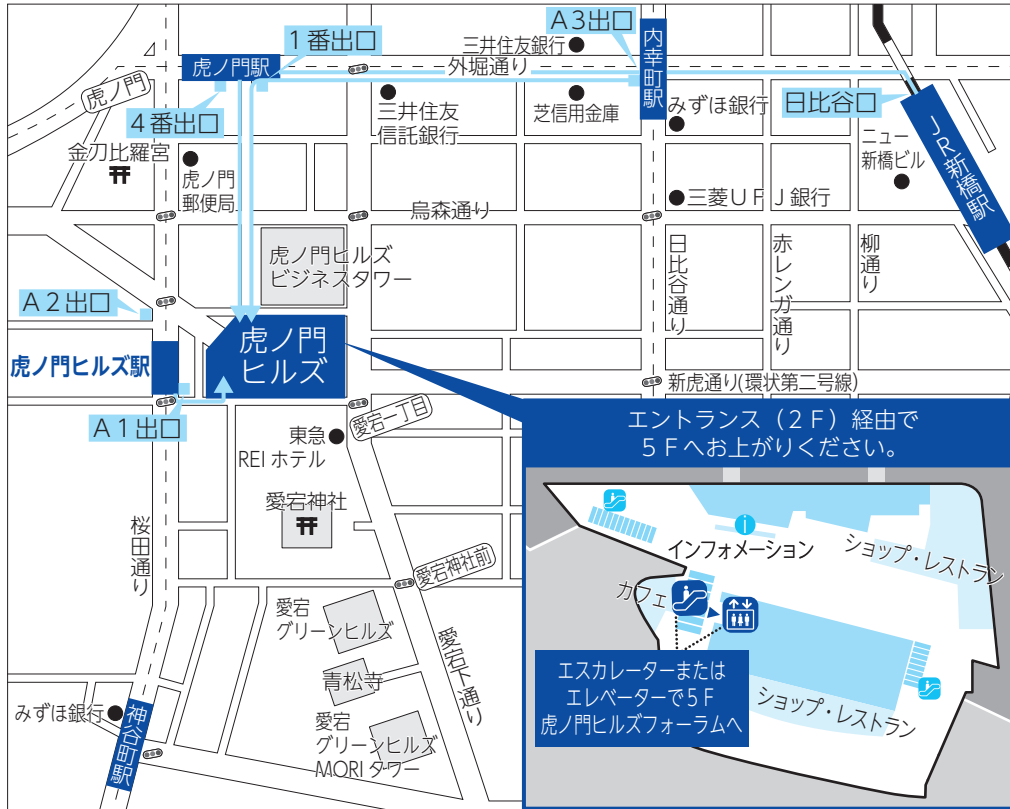
社外監査役 野 末 寿 一 ㊞

社外監査役 青 野 奈 々 子 ㊞

以上

ご案内図

東京都港区虎ノ門1丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム
TEL. 03 (6406) 6226 代表



※駐車場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

最寄りの各駅

- 東京メトロ日比谷線 <虎ノ門ヒルズ駅> … A1・A2出口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 <虎ノ門駅> ……………… 1番出口より徒歩5分
4番出口より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 <内幸町駅> ……………… A3出口より徒歩8分
- J R山手線・京浜東北線・東海道線
横須賀線 <新橋駅> ……………… 日比谷口出口より徒歩13分

※受付開始は、午後1時を予定しております。

本年は新型コロナウイルス感染防止のため、会場内外での当社係員によるご案内は控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。